

# 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令の概要について

## 1. 改正の趣旨

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。

これを踏まえ、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）において、申請者等に対して押印等を求めている手続について、押印等を不要とする改正を行う。

※所管する行政手続のうち、法令等または慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

## 2. 改正の概要

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則における以下の各様式につき、押印欄の削除や押印に関する記載上の注意事項等の削除などを行う。

別記様式第1号の1、別記様式第1号の2、別記様式第7号の3、  
別記様式第7号の5、別記様式第7号の6

## 3. 施行期日等

公布日：令和3年1月15日

施行期日：公布日